

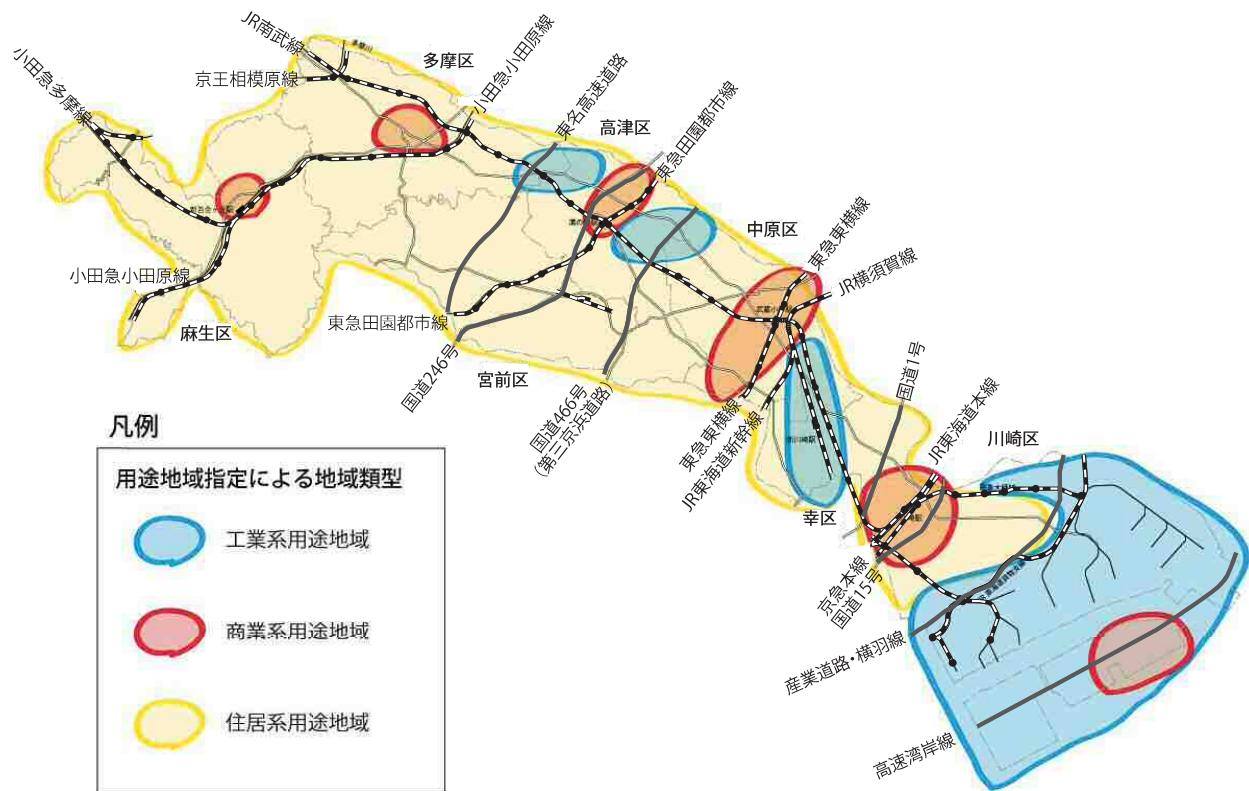
参考資料

○市街地環境等から見た地域特性

1) 土地利用種別

川崎市の土地利用は、①住居系用途地域、②商業系用途地域、③工業系用途地域の3種類に大別されます。

商業系用途地域は臨海部及び川崎駅、武蔵小杉駅、溝の口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅周辺に分布し、工業系用途地域は、臨海部及び武蔵小杉駅、溝の口駅周辺に分布しています。



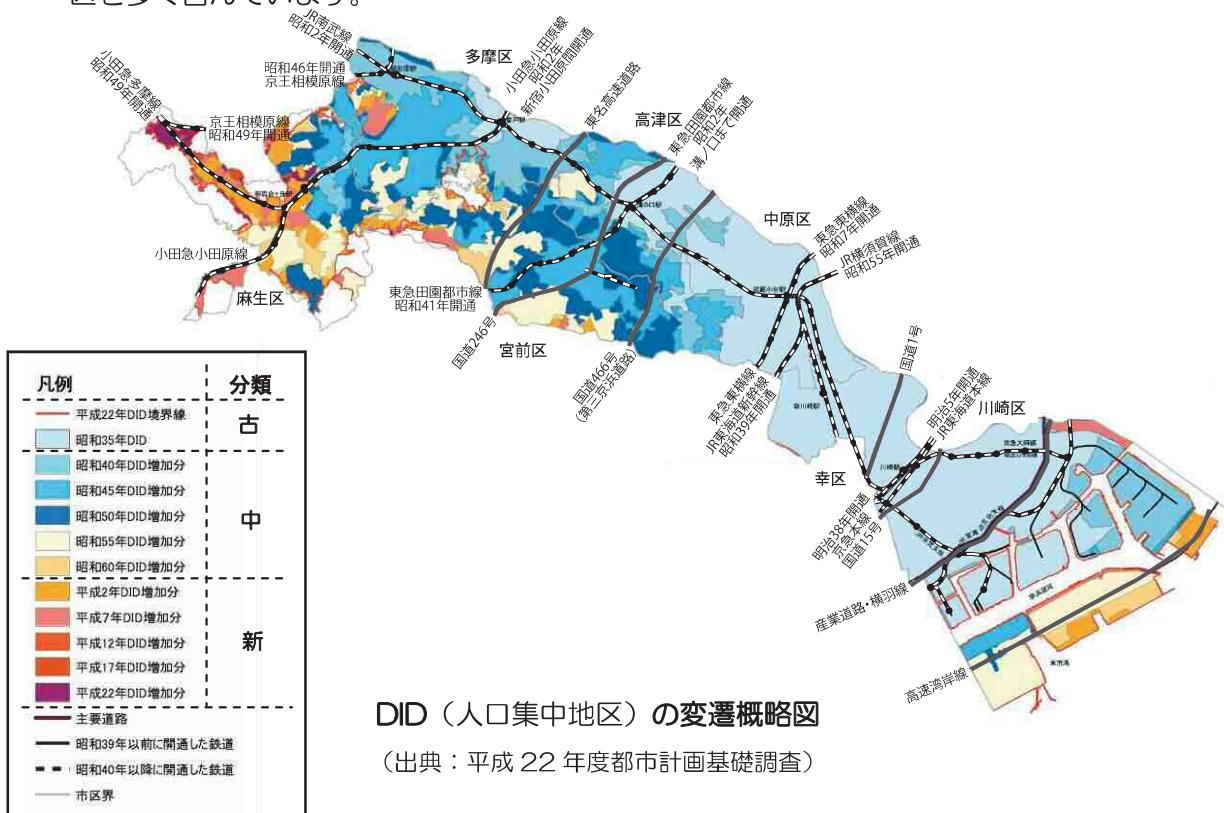
2) 地形

川崎市の地形条件は、①埋立地、②多摩川沿いの低地部、③丘陵部の3種類に大別されます。



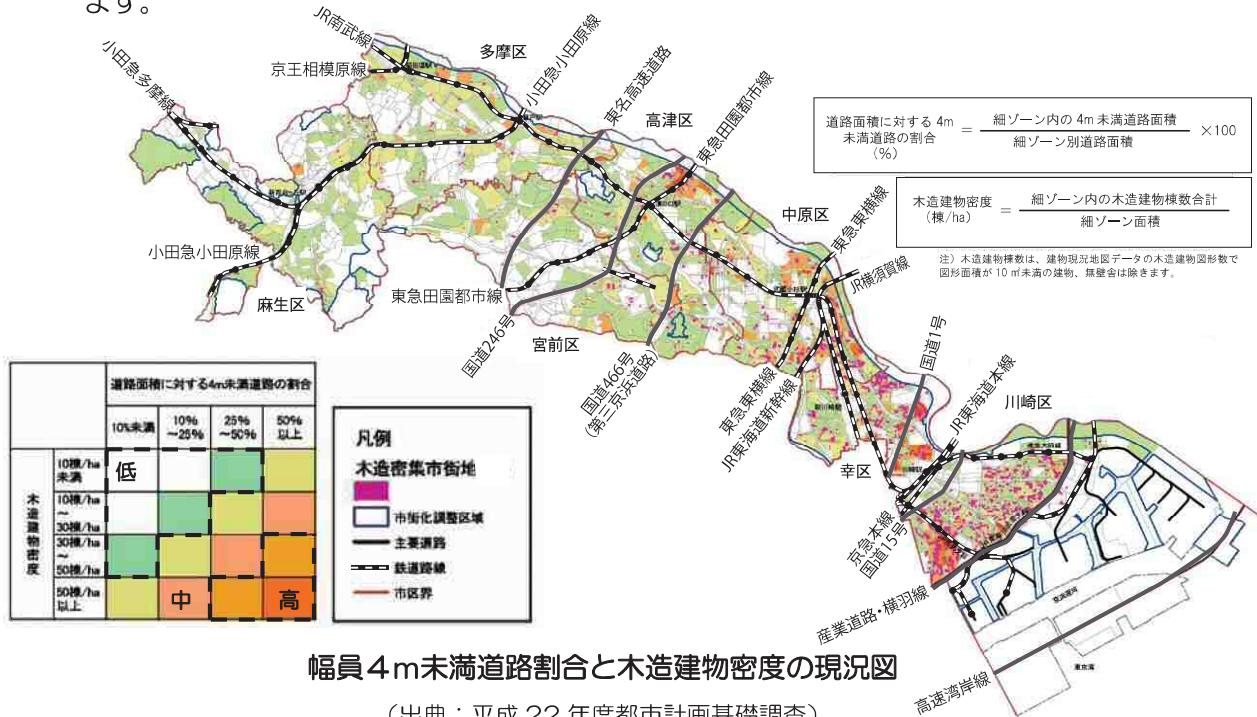
3) 市街地形成の変遷

川崎市の市街地形成は市南部から始まり、順次北部の丘陵部、南部の埋立地へと拡大しています。市最北の麻生区は市街地形成時期が最も新しく、平成年代に人口が増加した地区を多く含んでいます。



4) 幅員4m未満道路と木造密集市街地

狭い道路や木造住宅が多く、大規模な火災の延焼等の危険性がある木造密集市街地は川崎区・幸区・中原区南部に集中しており、その他にも溝の口駅東部等で局的に見られます。

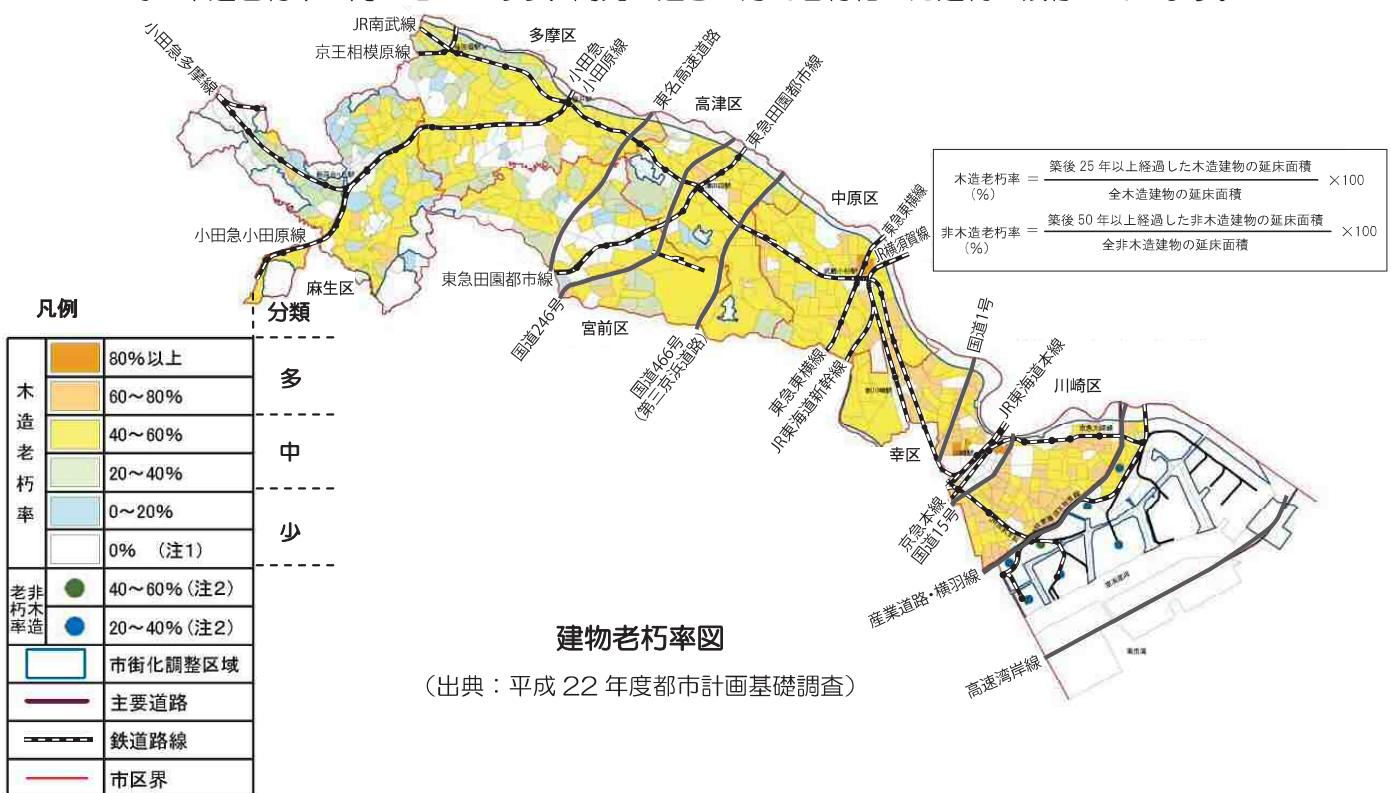


幅員4m未満道路割合と木造建物密度の現況図

(出典：平成22年度都市計画基礎調査)

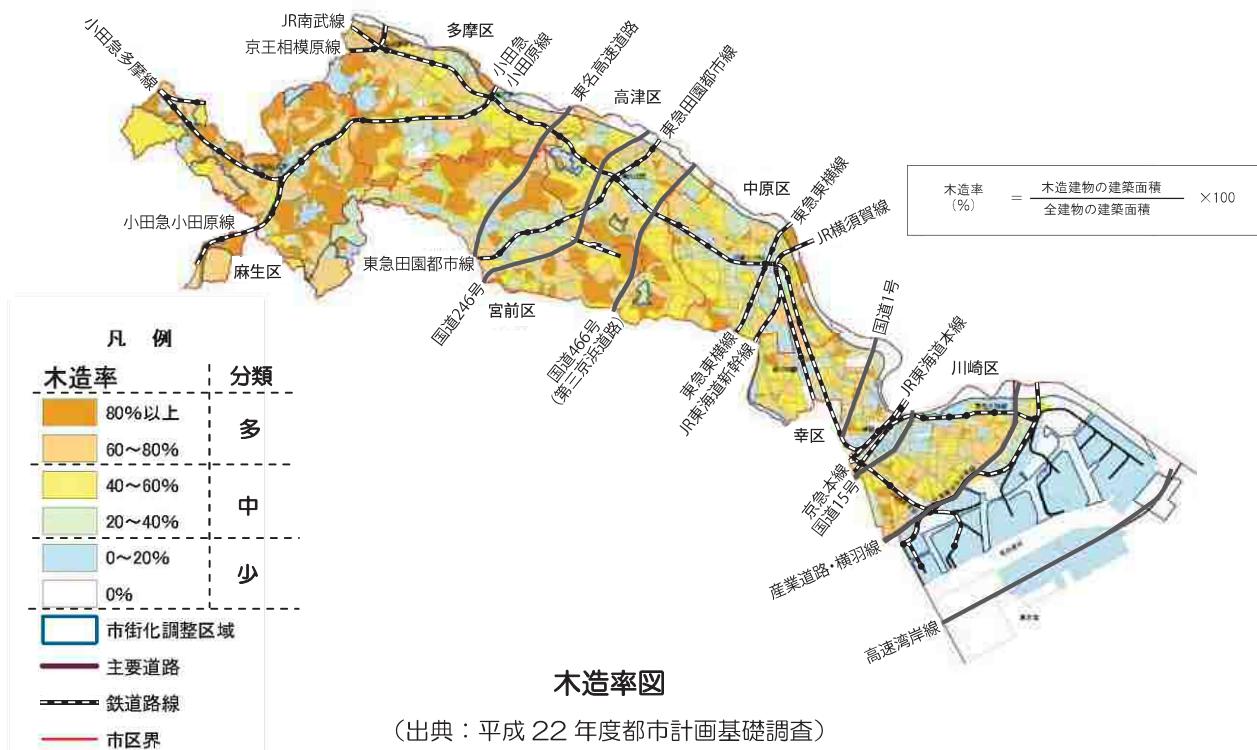
5) 建物老朽率

市街地の形成時期の古い川崎区・幸区では木造老朽率が高い値を示しており、市街地形成が新しい麻生区では低い値を示しています。また、川崎駅や武蔵小杉駅周辺において局的に木造老朽率の高い地区があり、開発が進む一方で老朽化した建物が残存しています。



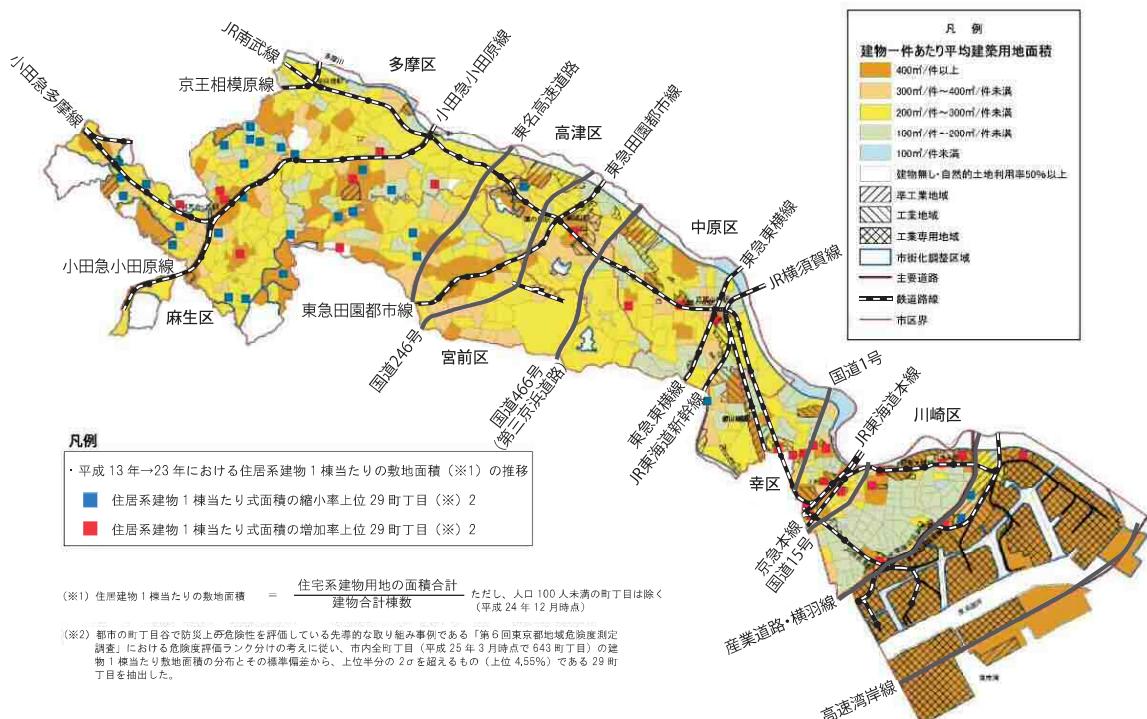
6) 木造率

木造率が高い地域が麻生区・多摩区・宮前区・高津区の丘陵部に見られます。



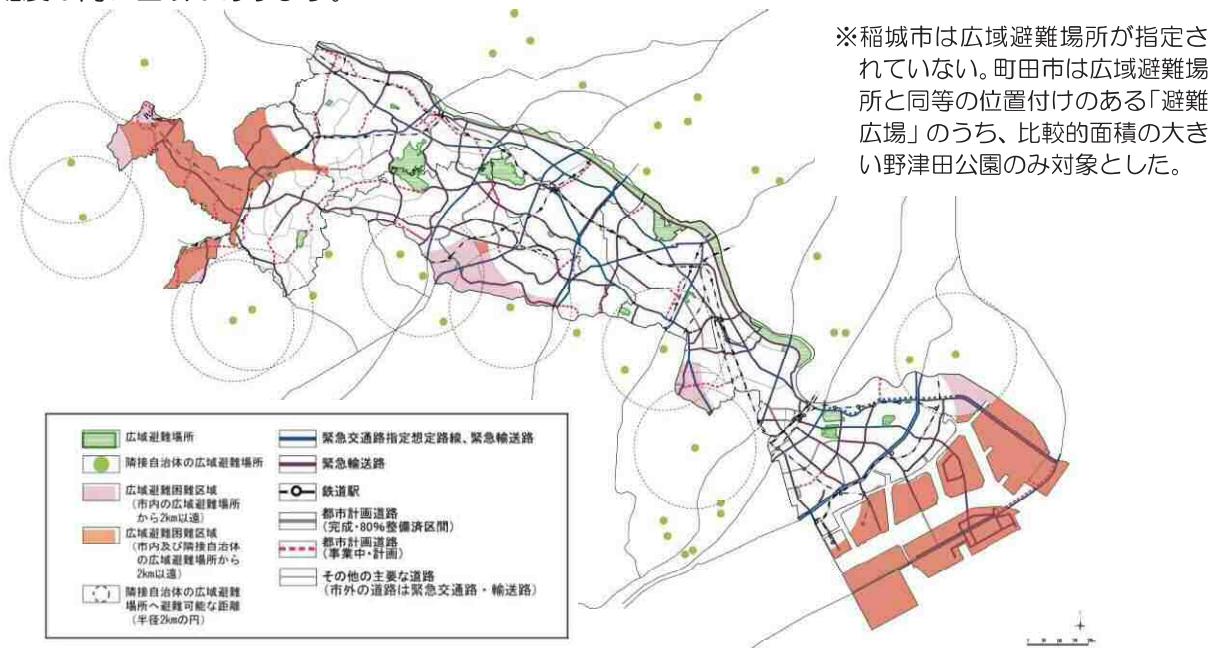
7) 宅地細分化等の傾向

宅地の細分化傾向が見られる地区が、麻生区・多摩区・宮前区の丘陵部の住宅地に多く分布しています。一方で、川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅等の市の広域拠点の周辺部や、川崎区東部の国道沿い等の地区では宅地の集約化傾向が見られます。



8) 広域避難困難区域

市内の広域避難場所から歩行距離2km以遠の区域を広域避難困難区域とすると、広域避難困難度が高い区域が、川崎区の臨海部・幸区・宮前区の一部・麻生区の西側に見られます。市外の広域避難場所※を含めた場合でも、臨海部と麻生区、宮前区の一部に避難困難度が高い区域があります。

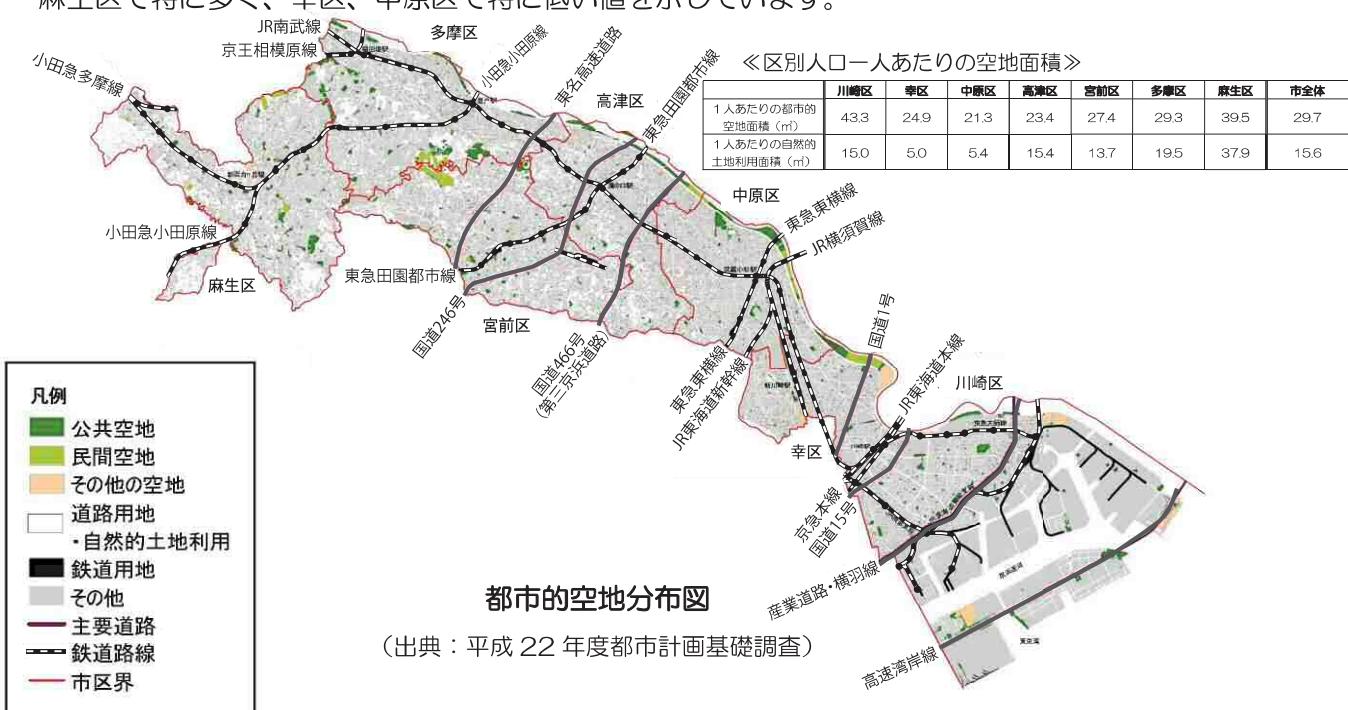


広域避難困難区域図

※広域避難困難区域：広域避難場所（※市内）から歩行距離2km以遠の区域

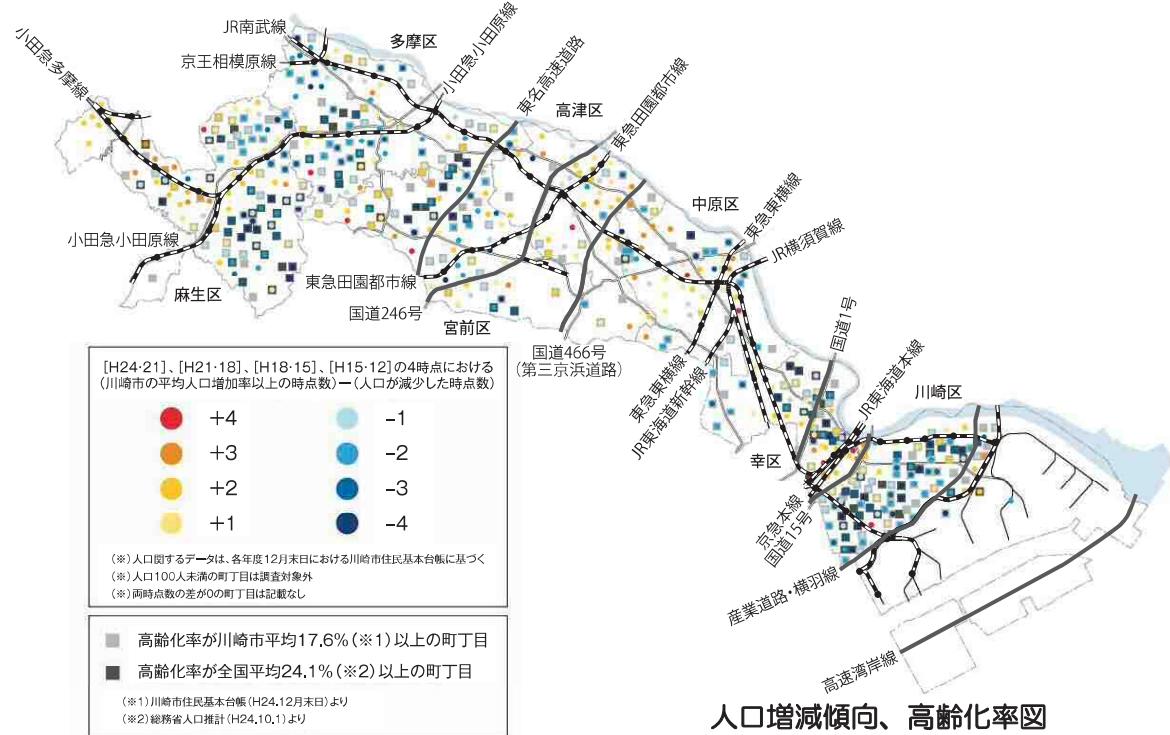
9) 都市の空地 10) 自然的土地利用

一人あたりの都市的空地（公共空地・民間空地、道路用地、鉄道用地等）面積は、麻生区で特に多くなっています。自然的土地利用（農地や山林、河川、海浜、河川敷等）面積は、麻生区で特に多く、幸区、中原区で特に低い値を示しています。



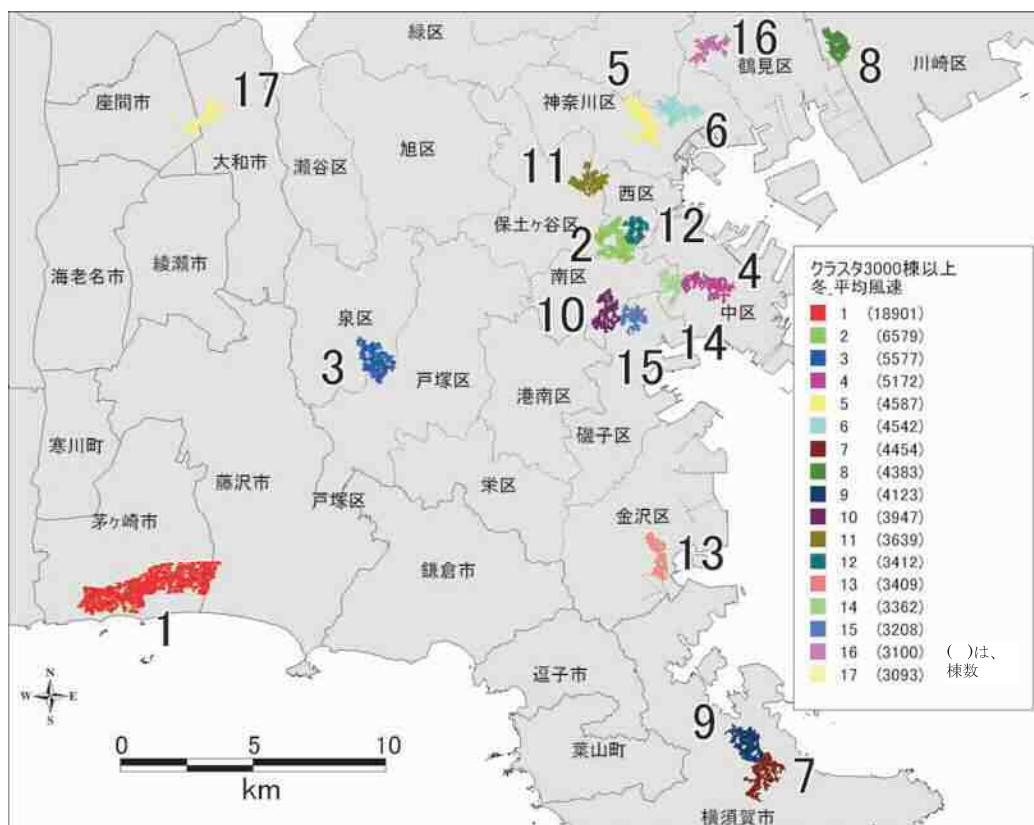
11) 人口増減 12) 高齢化率傾向

人口減少・高齢化の傾向が顕著に表れているのは川崎区・幸区の低地部、麻生区・多摩区・宮前区の丘陵部です。多摩区の低地部、宮前区・高津区の丘陵部では、人口は維持傾向、高齢化率の高い地区は少ないことが分かります。人口の増加傾向が見られる地区は、武藏小杉駅周辺部～溝の口駅周辺の中原区、高津区東部、麻生区北部です。



(参考) 神奈川県被害想定調査における火災クラスター

神奈川県の被害調査では、火災延焼による建物被害について建物クラスター（火災の延焼が連担する建物群）の分布をみると、3,000 棟以上のクラスターが川崎区の一部に見られます。

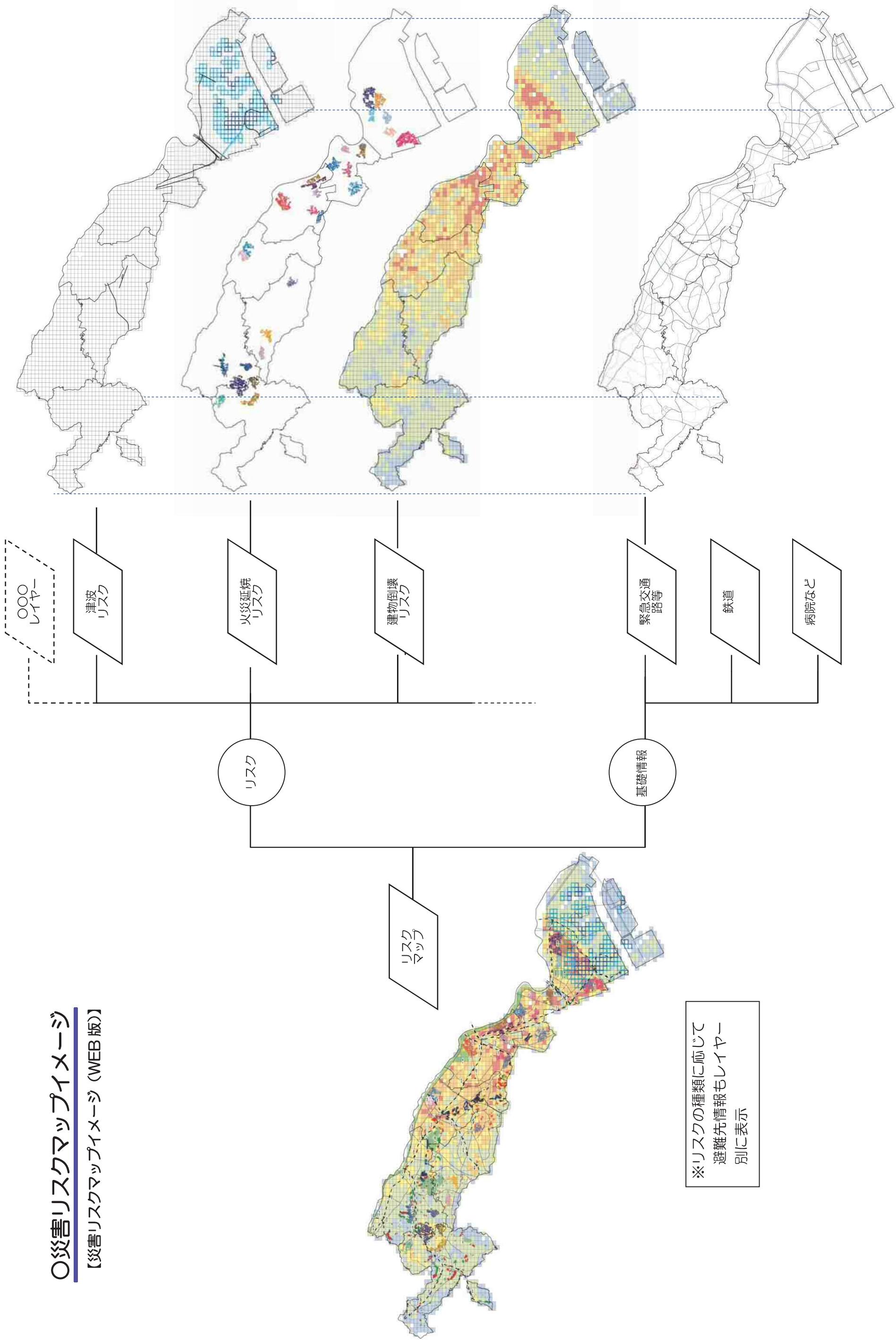


冬の気象条件による建物クラスター分布
(構成建物 3,000 棟以上)

(出典：平成 20 度神奈川県地震被害想定調査)

○災害リスクマップイメージ

【災害リスクマップイメージ（WEB版）】



【災害リスクマップイメージ（全市版）】

被害の想定条件

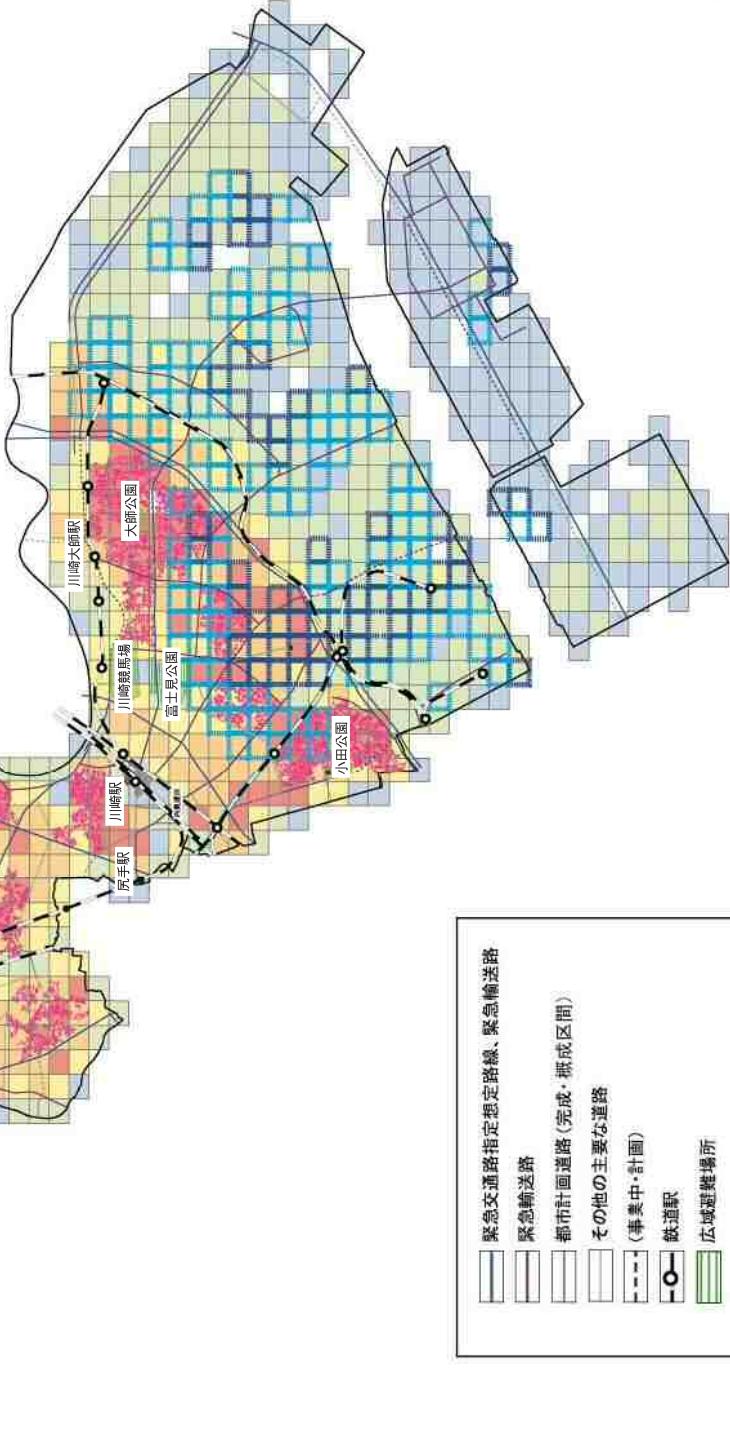
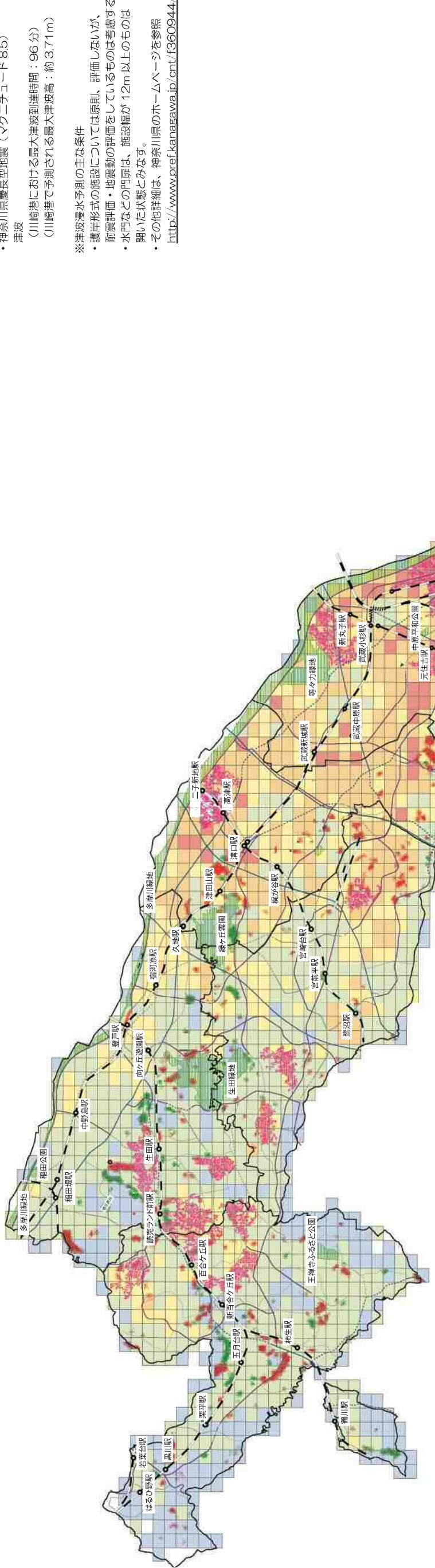
- 季節：冬
- 日：平日
- 発生時刻：18時
- 風向、風速：北、5.8m/s

想定地震

- 川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）
 - 建物倒壊、火災延焼、急傾斜地崩壊
- 神奈川県慶長型地震（マグニチュード8.5）
 - 川崎港における最大津波到達時間：96分
 - （川崎港で予測される最大津波高：約3.71m）

※津波浸水予測の主な条件

- 護岸形式の施設については原則、評価しないが、
耐震評価・地震動の評価をしているものは考慮する。
- 水門などの門扉は、施設幅が12m以上のものは
開いた状態とみなす。
- その他詳細は、神奈川県のホームページを参照
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/73c0944/>



②火災延焼の危険性

火災の延焼が
1,000棟以上連担
する建物群

(冬の気象条件による)

④津波浸水の危険性
最大浸水深
□ 1.2m～3.0m
□ 0.5m～1.2m

(神奈川県慶長型地震)

①建物倒壊の危険性

倒壊する建物の棟数
■ 50～
■ 20～50
■ 10～20
■ 1～10
■ 0～1

(250m メッシュ単位)

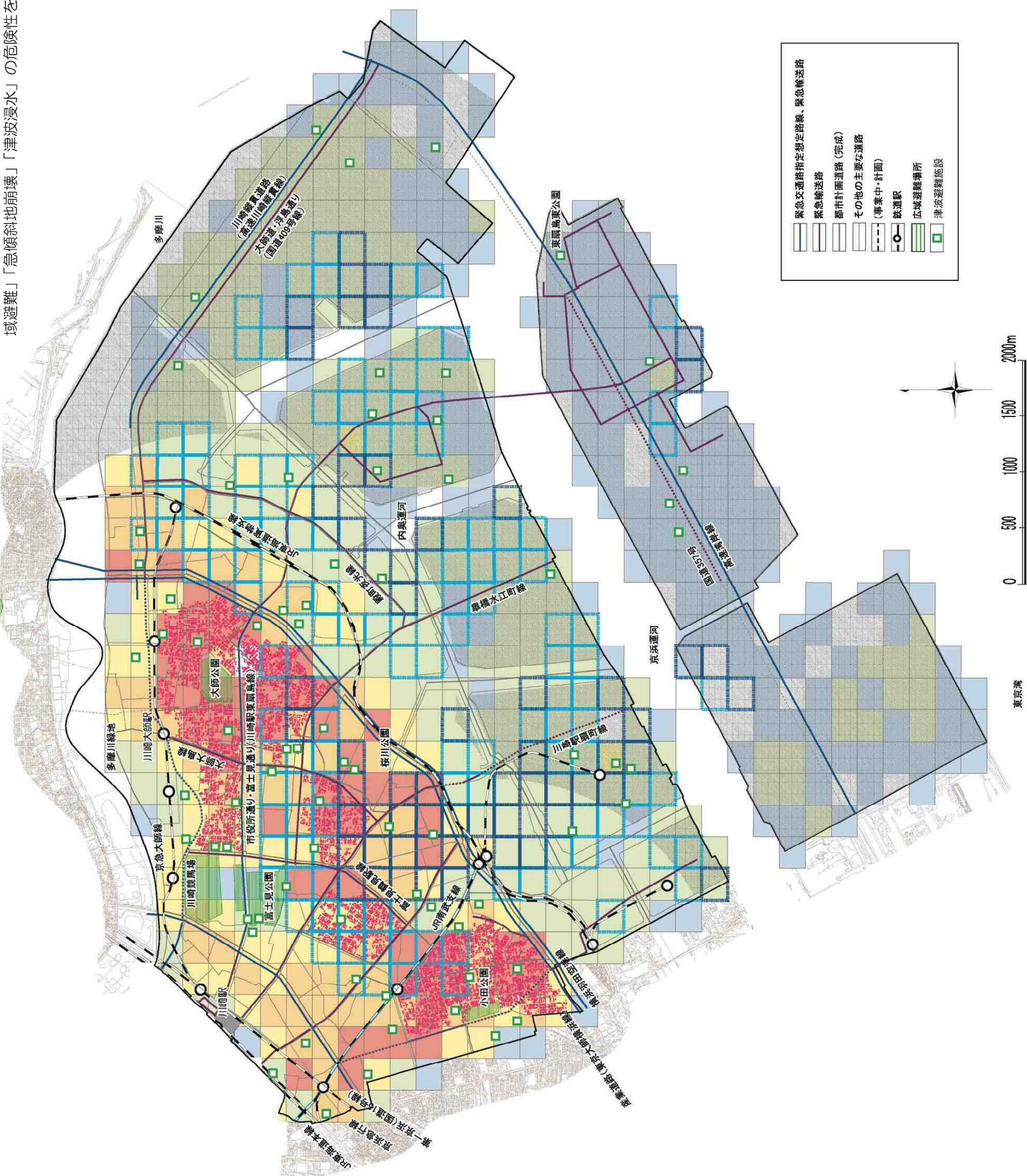
③急傾斜地崩壊の危険性
地震時の相対的な
崩壊の危険性
■ 危険性が高い
■ 危険と考えられる

【災害リスクマップイメージ（川崎区版）】

東京国際空港
(東京都大田区)

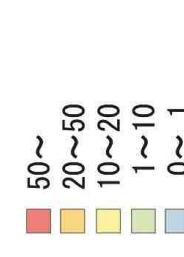
萩中公園
(東京都大田区)

※複数の所管部署にわたる災害リスク情報を一元化して地図に表示
※被災時に人命に関わる災害リスクとして、「建物倒壊」「火災延焼」「広域避難」「急傾斜地崩壊」「津波浸水」の危険性を示している。



- 98 -

①建物倒壊の危険性



(250m メッシュ単位)

②火災延焼の危険性



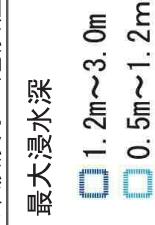
(冬の気象条件による)

③広域避難の困難性



(※市内のみ)

④津波浸水の危険性



(神奈川県慶長型地震)

被害の想定条件

- 季節：冬
- 日：平日
- 発生時刻：18時
- 風向、風速：北、5.8m/s



想定地震

- 川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）
- 建物倒壊、火災延焼、急傾斜地崩壊
- 神奈川県慶長型地震（マグニチュード8.5）
- 津波（川崎港における最大津波到達時間：96分）
- （川崎港で予測される最大津波高：約3.71m）

※津波浸水予測の主な条件

- 護岸形式の施設については原則、評価しないが、耐震評価・地震動の評価をしているものは考慮する。
- 水門などの門扉は、施設幅が12m以上のものは開いた状態とみなす。
- その他の詳細は、神奈川県のホームページを参照
<http://www.pref.tokanagawa.jp/cnt/f360944/>

(1)(2) 平成21年度川崎市地震被害想定調査 (4) 神奈川県土整備局資料 (H24.3時点)

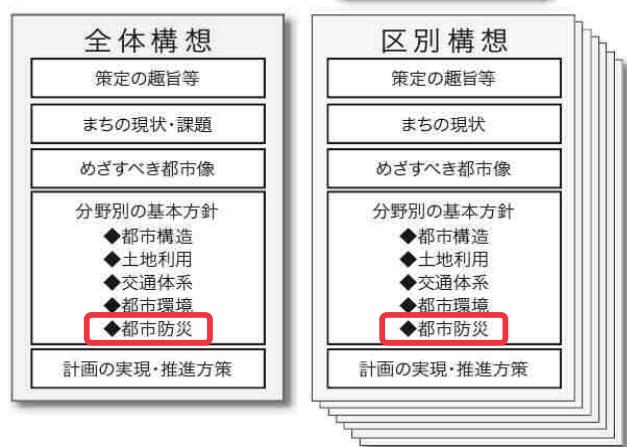
- 99 -

○上位計画（抜粋）

1) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針とするものである。本計画は、「全体構想」「区別構想」「まちづくり推進地域別構想」の3層構成となっている。

■構成：



■めざすべき将来像：

基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして

- 協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる
- 川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する
- 自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

基本目標を達成する 基本政策

- ◎安全で快適に暮らすまちづくり
- ◎環境を守り自然と調和したまちづくり
- ◎活力にあふれ躍動するまちづくり
- ◎個性と魅力が輝くまちづくり
- ◎参加と協働による市民自治のまちづくり

■都市防災基本方針

1. 災害に強い都市構造の形成をめざします
 - (1) 震災に配慮した土地利用の推進
 - ①防火地域の拡充
 - ②オープンスペースの確保
 - ③緑化の推進
 - ④臨海部の安全性向上
 - (2) 震災に強い市街地の形成
 - ①拠点地域等の整備
 - ②既成市街地の災害予防対策
 - ③建築物の耐震・不燃化の促進
 - (3) 風水害に強い都市環境づくり
 - ①河川の整備
 - ②市街地の浸水対策
 - ③港湾施設の整備
 - ④がけ崩れ等の土砂災害の防止
 - (4) 都市施設の防災性の向上

2. 安全に避難できるまちをめざします

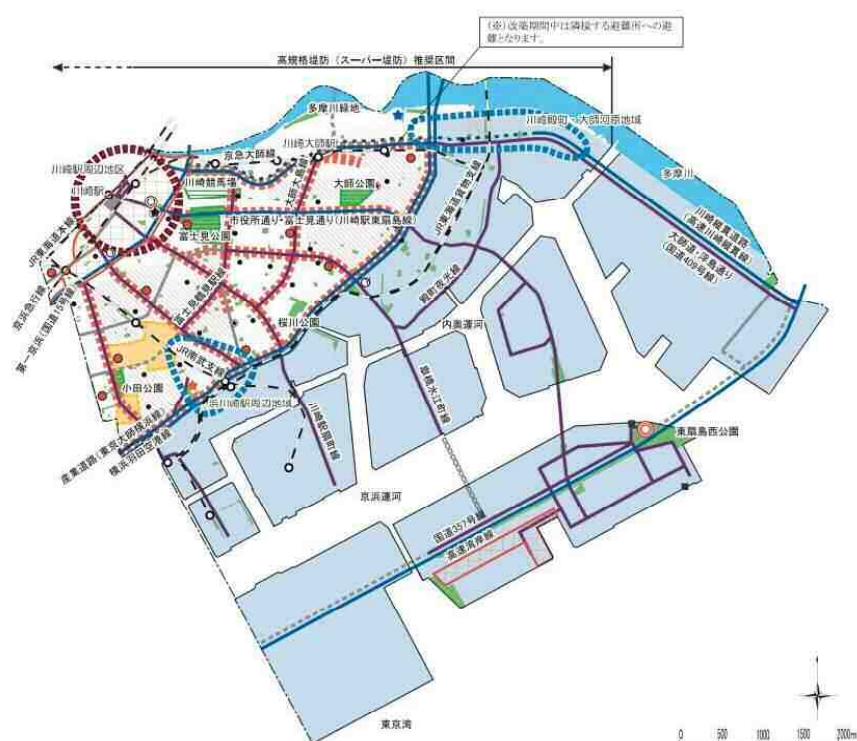
- (1) 地域防災拠点の整備
- (2) 消防署の整備
- (3) 避難対策の確立
- (4) 避難路の安全性の確保
 - ①避難路のネットワーク
 - ②ブロック塀等の転倒防止
 - ③落下物防止対策

3. 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

都市計画マスタープラン区別構想は、全体構想に即するとともに、市民参加による「区民提案」を尊重し、各区の地域特性を踏まえた方針として定められている。

本構想では、区ごとのまちの現状、長期的な視点における分野別の基本方針が取りまとめられており、防災都市計画の予防対策を検討するにあたり十分整合を図る必要がある。

■(抜粋)川崎区構想 都市防災方針図:



一方針一	一基本凡例一
安全で災害に強い 川崎駅周辺地区の整備	基幹的広域防災拠点 (市立中学校)
臨海都市の拠点	震災時の避難所 (市立小学校・高校)
河川防災ステーション(計画)	南部防災センター・震災時の避難所
緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路	消防署
緊急輸送路	市役所・区役所・支所
密集住宅街地の改善	耐震バース
臨海部の安全性の向上	鉄道駅
耐震改修を推進する地域	自動車専用道路(事業中・計画)
	都市計画道路 (完成・80%整備済区間)
	都市計画道路 (事業中・計画)
	臨港道路(計画)
	主な河川
	防火区画を 形成する道路
	防火地域
	広域避難場所
	主な公園・緑地等
	(※) 平成18年3月現在

2) 川崎市地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する計画である。川崎市においては、「震災対策編」「風水害対策編」「都市災害対策編」が策定されている。

■構成：

編纂	内容
震災対策編	総則 予防計画 初動対策計画 応急対策計画 復旧計画・ 復興体制 東海地震に係る事前対策計画 公共事業施設防災計画
風水害対策編	総則 予防計画 初動対策計画 応急対策計画 復旧計画 公共事業施設防災計画
都市災害対策編	総則 予防計画 応急対策計画 復旧計画 個別災害防災計画

■川崎市地域防災計画 震災対策編 予防計画

1. 都市全体を災害に強い体質にするため、市、市民、事業者等各自の防災に対する責務の明確化や、防災意識の高揚を図るとともに、全市をあげて安全性を第一義とした都市づくりを進める。
2. 災害に強い都市構造の形成を図るため、都市施設の強化、建築物の耐震・不燃化、市街地の再開発による避難空地・避難道路の確保、公共建築物の強化など総合的な対策を進める。また、災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を進める。
3. 危険物施設の改善指導体制を強化し、二次的災害の発生防止に努める。
4. 災害予防行政の強化と、迅速な消火活動ができる消防体制の確立を図る。
5. 崖崩れによる被害をなくすため、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。

(川崎市地域防災計画 震災対策編 P35)

■川崎市地域防災計画 震災対策編復旧計画・復興体制

地震対策編（復旧計画・復興体制）においては、被災後の緊急措置、公共施設の災害普及、復興体制について取りまとめられている。復興に関する記述は以下の通りである。

第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

第3節 復興方針

復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について、生活者の視点に立った多様な主体の意見を踏まえて市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

第4節 復興計画

「復興基本方針」の策定後、6ヶ月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

(川崎市地域防災計画 震災対策編 P241)

○計画の策定経緯

- 策定までの流れ

2012（平成24）年

8月 • 川崎市都市計画審議会の下部組織として、防災都市計画のあり方検討小委員会（以下「小委員会」とする）を設置

10月 • 第1回小委員会を開催

2013（平成25）年

2月 • 第2回小委員会を開催

12月 • 第3回小委員会を開催

2014（平成26）年

2月 • 第60回川崎市都市計画審議会へ中間報告

3月 • 第4回小委員会を開催

・検討体制

川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会

川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会運営要領

平成24年8月21日

都市計画審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小委員会は、災害に強い市街地の形成を目指した都市計画分野の予防的な対策や、大規模災害発生後の迅速な市街地復興方策を総合的に取りまとめた「防災都市計画」を策定するために、学識経験者の立場から専門的な助言を行うことを目的とする。

(会議)

第3条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(議事録)

第5条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人がこれに署名するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年8月21日から施行する。

・小委員会名簿（4名）（平成26年3月時点）

※敬称略

氏 名	所 属
◎ 岸井 隆幸	日本大学 理工学部教授
○ 村尾 修	東北大学 災害科学国際研究所教授
中村 仁	芝浦工業大学 環境システム学科教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所准教授

◎…委員長 ○…副委員長

○用語解説

用語	解説
あ行	
一時避難場所	近くの公園・空地など、安全を確保するために一時的に避難する場所。
延焼遮断帯	大地震時において火災の延焼拡大を阻止する機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間のこと。
オープンスペース	街の中の公園、河川空間、広場、その他公共空地、民有地を問わず、人々に解放されたゆとりの空間のこと。
か行	
火災延焼クラスター	その中の一部分から出火した場合に消火を行わないで全体が延焼する範囲の建物群のこと。延焼運命共同体ともいう。(神奈川県ホームページ、東京大学生産技術研究所 加藤孝明研究室ホームページより)
基幹的広域防災拠点	首都圏における広域的・甚大な災害に対して円滑かつ効率的な応急復旧活動の拠点として活用されるもので、川崎臨海部の東扇島地区は災害時の物流のコントロール機能を担い、また自衛隊等広域支援部隊のベースキャンプにもなる。平常時には、市内で唯一の人口海浜を持つ親水公園として利用される。
帰宅困難者	勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者を指す。特に首都直下地震等の発生による鉄道等の運休に伴い、大量の帰宅困難者が出現することが懸念されている。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るために、崩壊防止工事等が進められる区域のこと。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、神奈川県知事が指定する。
狭あい道路	幅員が4m未満の狭い道路。
緊急交通路、緊急輸送路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救護物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送路は、市が被災者の避難や物資を輸送するために指定する道路のこと。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の

	合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠等）を定める制度。
広域避難場所	大きな公園・緑地など、火災など広域で大きな被害が予想されるときに避難する場所のこと。本市では、地域防災計画で多摩川河川敷等を指定している。

さ行

災害時要援護者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
浸水実績図	過去10年間の降雨による浸水実績を市民に明らかにすることにより、市民の浸水に対する危険性について認識を深め、あるいは住宅等に係る被害の軽減を図ることを目的とし、浸水被害に関する情報を視覚的に表示したもの
浸水想定区域図（多摩川、鶴見川）	平成13年に改正された水防法第10条の4に基づき、洪水予報河川及び避難判断水位（特別警戒水位）への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、想定される水深と併せて公表。
地震防災戦略	川崎市は、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進するための計画（実行計画）
重点密集市街地	密集市街地のうち、延焼危険性が高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままで最低限の安全性（不燃領域率40%以上）を確保することが見込めない地区のこと。

た行

耐震改修促進計画	耐震改修促進法第6条第1項に基づく計画であり、大規模地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命財産の保護を目的として、現行の耐震設計基準を満足していない既存不適格建築物について、耐震性の向上を図るために基本的な施策を定めるもの。
地域防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地区計画	都市計画法に基づく制度の一つ。都市単位の広い地域を対象とする「都市計画法」と個々の建物を対象とする建築基準法による規制の間を埋め、地区の特性に合ったきめ細やかなまちづくりを行う制度のこと。
直接経済被害	地震被害想定調査において、地震による構造物の被害や人的被害のうち、川崎市内の建物、ライフライ

	ン、交通施設等の構造物の被害を金額換算した額として算出したもの。
津波避難計画	津波被害から市民等の生命及び身体の安全を守ることを目的に、本市における避難の考え方について定めたもの。(平成 25 年 4 月策定)
D I D	人口集中地区のこと。国勢調査において設定される人口密度が 1 ヘクタールあたり 40 人以上、人口 5000 人以上の地域で実質的な都市的地域を表す。
特定建築物	川崎市耐震改修促進計画では、旧耐震基準の建築物である、「学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建築物」、「危険物を貯蔵・処理する建築物」、「地震により倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」、「県が指定する公益上必要な防災拠点」を特定建築物と定義している。
都市計画基礎調査	都市計画法第 6 条に基づく都市計画に関する基礎調査として、都道府県が主体となり市町村が協力し、土地利用や建物の現況、都市施設、市街地整備の状況等について概ね 5 年ごとに調査するもので、直近の調査は平成 22 年度を基準に実施している。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都市計画域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づく、「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と県が定める都市計画の「整備、開発及び保全の方針」に即して定める政策領域別計画。本市では、全体構想、区別構想及びまちづくり推進地域別構想の 3 層構成としており、平成 19 年 3 月に全体構想と 7 区の区別構想を策定し、平成 21 年 2 月に小杉駅周辺まちづくり推進地域構想を策定した。
都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法第 19 条の 13 に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な項目を定めるもの。
道路整備プログラム	客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するため本市が策定した計画。現在の道路整備プログラムは、平成 20 年に策定し、平成 20 年度から 26 年度までの計画を示している。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには、避難場所などの情
---------	---

	報が地図上に図示されている。ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つの過程を示し、この4つの過程を循環させていくことで改善を図っていく仕組みのこと。
復旧	被災前と同じ機能に戻すこと、被害の拡大を防ぐための緊急措置なども含む。
復興	被災前の状況と比較して、安全性や生活環境の向上、産業の高度化や地域振興が図られるなどの質的な向上を目指すこと。本市の地域防災計画においては、「復興」について大きく「都市復興」、「生活復興」「産業復興」の3分野に分類している。
防災街区再開発地区	防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として定められるもの。延焼等危険建築物の除却勧告や都市再生機構の活用等が可能となるほか、建替計画の認定による共同建替補助等の補助事業が拡充される。
防災街区整備方針	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に基づく方針であり、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するもの。

ら行

ライフライン	電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、国内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須設備のこと。
リダンダンシー	自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を交通手段や経路等を複数確保して、予備の手段が用意されている
臨海部	川崎区の産業道路より海側の地域で、長年にわたり国際経済を牽引してきた日本を代表する工業地帯。高度なものづくり技術とともに公害を克服してきた過程における世界有数の環境技術をもつ世界的企業が多数立地している。ライフサイエンス・環境分野など高度先端技術を有する研究開発機能の立地を促し、京浜臨海部の持続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際競争拠点を目指している。

川崎市防災都市づくり基本計画

発行日：平成27(2015)年3月

問合せ先：川崎市まちづくり局 計画部 都市計画課
川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-2720（直通）

FAX：044-200-3969

メールアドレス：50tosike@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市